

家族の近現代

——生と性のポリティクスとジェンダー——

牟田和恵

概 要

日本における家族の歴史社会学研究の蓄積について、とくに隣接領域である家族社会学との関連においてレビューする。その際、80年代以降に若手フェミニスト研究者たちを中心の担い手として展開した「近代家族」論に注目し、それが、家族をめぐる学問領域においてもっていた意味と意義を確認する。その上で、ポストモダン・フェミニズムを経た新たなジェンダー概念の導入により、「ジェンダー家族」という概念を提起し、日本近代の天皇制と家族に関する分析を行なう。結論として、家族の歴史社会学的研究を現代に生かしていく方途を提言する。

キーワード

ジェンダー家族、近代家族、家族史、ポストモダン・フェミニズム、ゲイ・ファミリー

1. はじめに——家族の歴史社会学とは

家族の歴史社会学とはなんだろうか。「歴史社会学」というアプローチによって「家族」をとらえることには、どのような意義や効果があるのだろうか。

家族の歴史社会学に隣接するものとして、家族史研究や、家族社会学がある。本特集にもある歴史人口学も、その一つに数えられるだろう。領域を問わずインターディシプリナリティが求められる現代の知的状況を引き合いに出すまでもなく、それらの隣接する知的営為と家族の歴史社会学は、対象においても関心においても、あるいは場合によっては方法においても、重なりを持つのは言うまでもない。「家族の歴史社会学」固有の何かを定義したり限定したりする態度が生産的であるとは思えない。

しかしそれを承知の上で、あくまで個人的な考えであると断った上でだが、筆者は、家

族の歴史社会学たるゆえん、レゾンデートルは確かにあると信じている。それは、逆説的に聞こえるだろうが、家族史や家族社会学とは違って、「家族」が研究の対象なのではない、ということだ。

もちろんこれは、「究極の意味においては」ということであって、家族を扱わないなどということであるはずはない。それでもやはり、家族の歴史社会学の真の対象は、「家族」である以上に「社会」であって、社会がいかにか構成され成立しているのか、してきたのか、を追究するところが目的であると筆者は考える。その試みにおいて、「家族」がもっとも有効な考察の断面であると考えて行なうのが、家族の歴史社会学ではなかろうか。

おそらく、「社会の成立」の総体を考究するという点において、「家族」は、最も適切な断面とはならない、という見方もあるだろう。「社会の成立」に注目するというならば、国家体制の形成や機能、その転覆・動乱としての戦争や革命、社会を方向付けあるいは揺るがすような大規模な社会運動や宗教運動——こういったマクロな現象にじかに注目することによってこそ、有効な視点が獲得できるとも考えられる。実際、欧米における歴史社会学の重要な業績は、ベンディックス、スコッチポル、ムーアらによるものをはじめとしたマクロな国家形成論、比較も含めた革命研究である。かれらのすでに古典とも言える大著に限らず、広い意味でマクロな政治現象に注目した歴史社会学のすぐれた研究は、今も続々と登場している。

その点で、「家族」に注目することは、むしろ歴史社会学の中では傍流であろうし、またその有効性が疑われもするだろう。ひとびとの日常の多様でミクロな営みの場であるところの家族がいかなる意味において、いかなる方法で、「社会」の構成を読み解く鍵になりうるのか。

そのこたえは、まさに、近代以降の社会において家族が果たしてきた——より正確に言えば、社会が家族をそのようなものにつくりかえてきた——その致命的な重要性をわれわれが認識するゆえに、という点にあらう。そして、日本の歴史社会学研究において家族にかかわるものがそれなりの活発さを持ってきたとすれば、それは、とりわけ、日本における近代以降の国家と社会の形成において、家族がとくに重要な位置づけを与えられ役割を課せられてきたことと直結していよう。そして、その重要性は、今も多様・多義的な意味で増しこそすれ減じてはいない。

さらに、「家族の歴史社会学」は、「家族」ではなく「社会」を真の対象としているように、「歴史」の語を冠しながらも、歴史そのものが対象なのではなく現代を理解し変革するための知であるというのも、もう一点、筆者の信じるところである。家族の歴史社会学にかかわる研究を行ってきた者として、八十年代以来、家族の歴史社会学の今日までの展開は、実際、その目的を体現してきたとっていいのではないかと筆者は考えている。

本稿は、以上の観点に立ち、個人的な見解、一面的な把握に陥りかねないことを恐れつつも、「社会」と「現在」に焦点化しつつ家族の歴史社会学という知に取り組んできた立場からの、レビューと現時点での小括としたい¹⁾。

2. 家族社会学と家族の歴史社会学²⁾

まず、日本における家族の歴史社会学の展開は、社会学における家族研究である「家族社会学」とのかかわりにおいても意味をもっていたことを押さえ、その経緯を簡単にみることにする。

(1) 「家」の歴史的研究

そもそも、日本においては、家族の歴史についての関心は社会学の発展の歴史とともに古くから確固として存在した。日本の家族社会学の先駆的・記念碑的業績である戸田貞三の主著『家族構成』(1937)は当時の同時代家族に関する実証研究であったが、この業績は、戸田の、民事慣例類集、宗門帳、養老戸籍、古事記、日本書紀などを用いた日本の家族の歴史的研究の蓄積の上にあった。

さらに、1960年代およびそれ以前では、家族の変動にかかわる議論は、家族社会学の領域においてというよりも、日本の社会学、さらには社会科学全体の中で、一つの重要領域を占めていたと言っていいだろう。それは農村社会学や法学、政治学、日本文化論などにわたるひろい学問領域全体の共通するテーマであった。敗戦後の多様な民主的改革のなかで、家族に関しては、民法改正により、法に裏付けられた「家」が消滅し制度上の変革がおこなわれたわけだが、その意味や影響、そして実質を明らかにするためにも、同族ほかの伝統的親族組織や「家」の変容と歴史を検討する研究は、60年代から70年代に至るまで、非常に活発であった。

また、家族文化の多様性に注目しそれを明らかにした研究も、日本の家族の制度的変動をとらえる上で、重要な視点を提供した。その代表的なものに、鹿児島県ほか九州南西部に分布する末子相続の実態を明らかにした内藤の1970年代の多数の論文、前田による姉家督研究(1976)などは、従来の家理論では説明できない制度の事実を明らかにすること

1) そのため、本稿の記述には、筆者がこれまで書いてきたものとの重複があることを断っておく。

2) 本節は、牟田1998で行なった、家族社会学における歴史的研究動向についてのレビューに基づいている。より詳しくはこれを参照のこと。

で、「伝統家族」論への新しい理論的展開の可能性を示唆した。これらの研究は実際、その後登場する、欧米から学んだ研究手法・概念に基づく新しい研究潮流と深くつながっている。

しかし70年代以降家族社会学は、アメリカの実証的家族社会学の影響を深く受け体系化していった。それは家族社会学を社会学の一専門領域として「自律」させたが、それと並行するかのようになり、家族の社会学から歴史への関心は薄れ、家族を閉鎖的集団としてとらえミクロな内部関係のダイナミクスに焦点をあてる研究が席卷していくことになった³⁾。

(2) ふたたび歴史への関心

しかし、80年代になって、日本の社会学における家族研究では、再び家族の変動をマクロにとらえる研究関心が復活してきた。それは、もちろん、家制度研究の単なるリバイバルであるわけではなく、家族研究が歴史学・人口学・ポストモダニズム研究などとの関連で学際化するなかで展開していくことになった。

その第一段階は、欧米の家族の歴史的研究から刺激を受けて始まった。とくに、1960年に出版された家族の社会史的研究の傑出した業績であるアリエスの『〈子供〉の誕生』は、図像などそれまで歴史資料として顧みられることのなかった史料をもちいて、「心性」というこれも歴史学の対象とは考えられてこなかったものを対象として、家族意識・子供をめぐる意識を鍵として新しい歴史像を描き出した。こうした新しいパースペクティブと手法による家族史研究がこれに続くこととなり、1976年に創刊されたThe Journal of Family Historyは、日本の家族研究者にも大きな刺激を与えることになった。

1980年には『家族史研究』が発刊された。執筆者としては喜多野清一、内藤莞爾、福武直、米村昭二、小山隆、森岡清美、正岡寛司ら、農村社会学、伝統家族研究の系譜にある研究者たちが名を連ねており、歴史学・社会学・民族学・法学・経済学・思想史・政治学、そしてその相互の協業による研究の学際性がみとれる。この『家族史研究』各巻に所収の論文では、民俗学的資料・戸籍等の資料を用いた実証研究の伝統的系譜が継承される一方、正岡(1981)のように、現代家族研究の理論枠組みを家族の歴史的研究と積極的に統合しようとする試みも早くから現れていた。1982年には比較家族史学会が創設され、法学・人類学・歴史学、そして社会学など多様な領域から家族研究者が参加した。その学会誌である『比較家族史研究』(1986年創刊)の他、研究大会でのシンポジウム等をもとに、『シリーズ比較家族』(早稲田大学出版会)『シリーズ家族史』(三省堂)が学会の監修に

3) 家族のミクロ社会学的研究と歴史的・制度論的研究を共にすすめてきた研究者ももちろんいる。森岡清美氏はその代表的存在であろう(森岡, 2005ほか)。

よって各種のテーマのもとに公刊されるようになり、それは現在も活発に続いている。

また、歴史人口学の手法を生かした家族の歴史研究が、方法論をまったく新たにして活発化したのは、本特集の落合論文に詳しい。

(3) 「近代家族」研究の展開

欧米の社会史に影響を受けた研究潮流は、80年代のとくに後半になって、家族社会学の内部へ、とくに当時の若手を担い手として活発に現れることになった。いま上に挙げたように、先行の研究は80年代はじめからすでに進んでいたが、80年代後半になって、アナール派、ケンブリッジ学派などに代表される欧米の研究成果が紹介され、それを通じて、家族社会学の内外で、より大きな影響を持ち始めることになった。そのいくつかをあげれば、落合(1985)、宮坂(1986)、河野(1986)などがあり、アリエスやフランドラン、バダンテール、ショーター、ストーン、アンダーソンなどによる、主としてヨーロッパをフィールドとする家族史研究が紹介され、翻訳も多く出だした(アリエス1960=1980、ショーター1977=1987、セガレーヌ1981=1987、アンダーソン1980=1988、ラスレット1965=1986、1988、1985=1992、ストーン1977=1991、フランドラン1976=1993、バダンテール1980=1991、ミッテラウアー1990=1993、ミッテラウアー/ジューダー1977=1994、オークレール1974=1986など)。

とくに落合の紹介の影響は大きかった。アリエスやセガレーヌ、バダンテールの研究を整理し、情緒的で子供中心であり夫婦の性役割分業を基盤とするわれわれに馴染みの家族は、近代に登場した歴史に限定された一つの過渡的なかたちにはすぎないと主張した1985年論文『『近代家族』の誕生と終焉—歴史社会学の眼』は反響が大きく、その中で彼女の用いた「近代家族」の語は家族社会学を越えて広く使われるようになった。

この研究視角を日本の文脈に取り入れていく研究も80年代の後半から進展し、同時に、心性や身体などこれまで家族研究の中で取り入れられることのなかった側面への注目、フーコー(1976=86)やドンズロ(1977=91)の著作などの影響からマクロな社会構造の中で家族を通じた政治という観点から家族をとらえる新しい視点も登場した。落合(1987)は出産の歴史に着目したものだったし、牟田は欧米の社会史・家族史研究が日本の家族史・家族社会学にどのように生かしようかを整理した上で(1988、1991=1996)、明治期の家族像とその変容についての分析をおこなった(1990a, b=1996)。米村(1991)、犬塚(1993)は、商家や旧家の家訓、明治初期の政策決定をめぐってのディスコースをデータとして、日本近代の家族観・家族意識に迫った。また、「近代家族」の一つの特性としての「心性」を分析するための理論枠組みを緻密化してきた山田は(1994)にその論考を集成している。さらに、国際的な比較の視点を生かした瀬地山(1996)などの意欲的な研究も登場した。

さらに、1990年代の半ばまでには、上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』(1994)・『ナショナリズムとジェンダー』(1998)、牟田和恵『戦略としての家族』(1996)、小山静子『良妻賢母という規範』(1991)『家庭の生成と女性の国民化』(1999)など、いわゆる「近代家族」論研究の蓄積をみた。これらはいずれも、フェミニズムの立場から、「家族」を私的領域に切り離してとらえてきた常識に抗し、近代以降の政治を家族を鍵として再考したものであった。

この「近代家族」論議は、後には、近代家族の定義をめぐって、とくに落合恵美子と西川祐子の間での論争にも至った(『〈家族〉の社会学』(岩波講座現代社会学第19巻, 1996)所収の「近代家族をめぐる言説」(落合), 「近代国家と家族——日本型近代家族の場合」(西川))が、その中で西川祐子は、「近代家族とは国民国家の基礎単位とみなされる家族というシンプルな定義にゆきついた」(西川, 2000)と述べている。この定義の分析上の有効性はともかく、この言葉は、「家族」をとらえる視座のパラダイム転換を示唆しているだろう。

(4) 「近代家族」論研究のメッセージ

いわゆる「近代家族」論が、研究者の関心をひきつけ、また一定の影響を持ったのにはいくつかの理由があっただろうが、そのひとつは、そこに、家族研究および現代の家族そのものの意味を問い直そうとする、狭義の学問研究の範囲を超えた、イデオロギー的といってもいいようなメッセージ性が含まれていたことではないだろうか。

そのイデオロギー性の第一は、1985年論文も含めて編まれた『近代家族とフェミニズム』(1989)に収められた論文「家族社会学のパラダイム転換」のタイトルで落合が明快にあらわしているように、家族研究のこれまでの研究の拠って立っていた枠組み、常識への「挑戦」であった。この中で落合は、アメリカを中心に戦間期に勃興し、1950年代に「通常科学化」した集団論的パラダイムが現代の家族社会学の前提となっていること、その集団論パラダイムは「近代家族」を自明の前提としており、したがってその有効性が疑われねばならないことを主張した⁴⁾。

この挑戦は、それまで家族社会学者たちが自明のこととして依っていたものに正面切った疑いの目を向けたわけだから、とくに若い世代に新鮮さをもって受け入れられた反面、反発を招く危険性も大いにあった。実際、それまでの家族社会学が「古い理論」だとして若い世代に否定されていることに反発と不快感を表し、歴史的な家族研究は現代家族の理

4) ほかに、山田(1986)や渡辺(1987)なども、当時同じく、家族社会学の集団論的パラダイムの限界を論じた。

解には役立つないと論じたものもあった(山手, 1991)。

いわゆる「近代家族」論的な家族へのアプローチへの批判はこれにはとどまらないし、またそれは、単に研究のパラダイムへの批判や対立にのみ帰されるものでもなかった。すなわち、落合らが、そして彼女の示したような家族研究の方向に魅力を感じた当時の若手研究者たちには、もう一つのイデオロギー的含意があったとっていいのではないか。それは、家族そのものへの疑い、といってもいいだろう。つまり、それまでの家族社会学には、日本社会が戦前からひきずっている非民主主義的な残滓、残存する「家」の意識や習慣の呪縛から家族が真に解放されることによって、そして急速な経済成長・都市化によるコミュニティの解体、親子や夫婦間の関係の混迷を乗り越えることによって、家族は人間ひとりひとりの安定的な心のよすが、愛情と幸福の源泉となるはずだ、という理念があった。

それに対し、家族社会学の前提とする家族のあり方が実は偏っていることを批判し家族の姿の歴史的な相対性を強調する研究者たちは、その理念を根本的に疑った。彼(女)たちは、当時、主に若手で、日本社会の経済的成長とともに、あるいはその後に、情緒的で子供を中心とする「近代家族」的家族のまさにその中で育ってきた。あからさまな「家」意識とは無縁で、親から子へ惜しみなく注がれる物質的・精神的な保護と愛情とを当然のものとして受け取ってきた彼(女)たちにとって、家族の「愛情」は、同時に「干渉」や監視、拘束、重圧でもあり得るということは自明であった。もう彼(女)らにとっては「家族」が、そのもっとも望ましいかたちにおいても、絶対の善、追求されるべき幸福のかたちという幻想は存在せず、家族はいわば「脱呪術化」されたのだ。

フェミニズムの影響は言うまでもなく大きい。家族の幸福がしばしば、女性を妻・母という役割に閉じ込めることで成立していることを看破したフェミニズム以降の世代にとっても、家族が追求されるべき善であることを前提とした家族論を否定した「近代家族」論は歓迎すべきものだった。

そして第三に、家族が近代以降の歴史において果たしてきた役割、生と性をめぐる近代の政治についての深い批判的な認識がそこにはあった。先に簡単に触れたように、フーコーやドンズロらの研究に触発されながら、日本の近代化のプロセスをとくに考察するなかで、家族が、日本において近代国家の基礎単位として機能してきた歴史があきらかにされ、「家族」のもつ政治性が暴かれた。

この視座は、以下に述べるように、九十年代の「近代家族」論を発展させるものとして、現代、そして今後の「家族」を考究する上で重要であり続けるに違いないと筆者は考えている。

3. ジェンダー家族⁵⁾

(1) ポストモダン・フェミニズムのジェンダー概念

上に第三の点として述べた、家族をマクロな政治の中でとらえる視点は、ポストモダン・フェミニズム、クイアスタディーズの展開を踏まえることによって、近代社会の構成にとって家族がどのような意味を持っていたかをよりいっそう理解する道を開いた。

もちろん、九十年代の近代家族論がすでに、フェミニズムの影響のもと、ジェンダーの視点に貫かれていたことは上述の通りである。しかし、1990年代以降の、ポストモダン・フェミニズムにおけるジェンダー概念は、それをさらに深化させることとなった。

元来文法用語だった「ジェンダー gender」の語は、1960年代末から70年代の第二波フェミニズム運動と理論の進展の中で、男女の性差を生物学的に運命づけられたものとみる通念に対抗して、性差や性役割は社会的・文化的に形成されたものであり、それゆえに可変性をもつことを明確にする概念として用いられるようになった。すなわち、生物学的性差をあらわす「セックス」に対し、社会的・文化的性差としての「ジェンダー」である。

しかし、1990年代以降のフェミニズムは、こうした「ジェンダー」概念に疑問を呈するようになった。男女の性差を解剖学的・生物学的決定論に還元すべきでないのは当然にしる、社会的性差が作られたものであり生物学的性差には還元できないとする見方の背後には、生物学的性差の存在を当然視し、「自然」なものとみなす暗黙の前提があった。しかし、そこで自明とされている「自然」な性差「セックス」とはいったい何なのか。

ジュディス・バトラーは徹底的な構築主義の立場に立って、肉体的・所与のものに見える性差すら、時代によってさまざまな「科学」的知識の名の下に、二分法的に男/女の記号を付されてきたものだとして論じた。解剖学上の男女差、ホルモン・染色体の性差など、「セックス」の自然な事実のように見えているものは、じつはそれとは別の政治的・社会的な利害に寄与するために、さまざまな科学的言説によって作り上げられたものにすぎない。セックスそのものがジェンダー化されたカテゴリーであり、換言すれば、ジェンダーは、それによってセックスそのものが確立されていく生産装置のことである。ジェンダーをセックスの文化的解釈と定義することは無意味であって、「セックスは、つねにすでにジェンダーである」とバトラーは言明する（バトラー、1990=1999, 29頁）。

5) この節は、牟田 2006（とくに序章・終章）で詳しく論じたところである。

たとえば、生殖器の形状や性染色体の違いなどがいっばんに、男女の「本質的」で「自然な性差」を明白に示すものとして挙げられる。しかし、染色体にしる、身体の部分の形状にしる、あらゆる個人ごとに、「自然」な差異はさまざまにある。それなのになぜ、それらだけが、つねに、人間を二つにわける基準として動員されるのか。それらの違いがなんら必然的な意味を持たないような状況下でさえ、つねに人間を区分するカテゴリーとしてあらねばならないのか。さらには、「男」「女」ではない「人間」を想像することすら不可能なほどに、われわれの認識の世界に性差が刻みこまれているのはなぜなのか。

これは決して「自然」なのではない。かつて帝国主義の時代には、肌の色が人間の「本質」を示す徴として使われ、植民地支配と奴隷制度が正当化された。その時代、医学や生物学、人類学など当時の「先端」の科学はこぞって、人種による差異が「自然」であると「科学」的に証明しそうした正当化に貢献したのだ。人間を「男」「女」に区分せずにはいない思考は、それと同じように、まさしく、私たちの社会の政治的な利害に一致して存在している。

(2) ジェンダー家族

ここで重要なことは、こうして再び新たな意味を得たジェンダーという概念が、異性愛という制度とそれを中核とする家族という構造と、密接不可分であることだ。

前述した「近代家族」の「発見」は、それ自体、非常に意義深いものだった。しかし今、上に述べてきた、新たに獲得されたジェンダーの概念との連関を認識するならば、「近代家族」の政治性はさらに深い意味をはらんでいることがわかる。すなわち、近代以降の社会において、なぜ夫婦という男女の結びつきが普遍的に家族の核に存在することが必然となったのか、そうした家族が外部に対する排他性を強め子育てや再生産の責任を一手に担うことになるのはなぜなのか。そうした家族のあり方が、それ以外の結びつきが想像もできないくらい「自然」の衣をまとして、われわれの人間関係を規定していることの意味は何なのか。

われわれがそこで気づくのが、そこには、ジェンダーの「自然」の仮構の上に、性的欲望や生命と労働力の再生産の仕組みをつくりあげる、「家族」をめぐる政治があることだ。そうしてつくりあげられ機能してきた家族は、「近代家族」に歴史の発端をもちながらも、歴史や地域に裏打ちされる実体ではなく、時空間に限定されない構造概念であるという意味で、「ジェンダー家族」と呼ぶほうがふさわしいと筆者は考える。

かつて近代家族に関する論議の中で、もっとも流通した定義に、落合による以下のもの

がある⁶⁾。すなわち、(1)家内領域と公共領域の分離、(2)家族成員相互の強い情緒的關係、(3)子ども中心主義、(4)男は公共領域・女は家内領域という性別分業、(5)家族の集団性の強化、(6)社交の衰退、(7)非親族の排除、(8)核家族、の8点であるが、これらは、上に述べてきたジェンダー家族の、ヒエラルキーを含むジェンダーの二元論と異性愛中心主義から導出される結果である。

さらにまた、欧米では、ここでいう「近代家族」的な家族関係を越えて新たな家族関係を実践する試みの中で、血縁の親子関係や異性愛関係のみに限定された家族形態が traditional family (伝統家族)、traditional relationship (伝統的關係)と呼ばれており、「近代」家族という名称は混乱を招きかねないという点でも、もはや「近代家族」の語はもっとも適切とは言いがたいだろう⁷⁾。

そして、「近代市民社会においては、セクシュアリティとジェンダーとセックス(解剖学的性差)が同延上に重ね合わせられ、ある種の異性愛を強制する[ヘテロ]セクシズムが作られていった」(竹村、36頁)と竹村和子がいうように、「セックスはすでにつねにジェンダー」であり、セクシュアリティ/性的欲望もまたジェンダーによって構築されるとすれば、この同延の三つの概念を含みこんで、ジェンダーの語を用いることができると考えるのも、筆者が「ジェンダー家族」の語を提案する理由である。

(3) ジェンダー家族と近代国家

ジェンダー家族は、近代のヨーロッパ中産階級を出自とする。しかし、ドンズロらの論じるように、中産階級は、社会福祉や援護というかたちで下層の階級を教化管理することに熱心であったし、また下層階級も、たんに管理され教化される対象であるだけでなく、むしろみずからを規律化しつつ、ジェンダー家族の規範を内面化していく。

そして、もっとも上の階層、すなわち王族や貴族階級にさえ、ブルジョワの生活態度は浸透していく。イギリスの「帝国の時代」の象徴であったビクトリア女王は、ジェンダーをめぐるミドルクラスの価値観が行き渡った時代に登場した初めての女性君主であったが、女性に対する男性の優位、「能動的な男性に対する受動的な女性」という近代的性別ステレオタイプが確立したからこそ、「夫と子どもたちに囲まれた」しあわせな「家庭的な女性」「良妻賢母」であることが、女王として国の頂点に君臨することの正統性を保障した。

6) 落合は、定義に関する論争の中で、「定義ではなく理念的な特徴」と断っている(1996:25頁)。

7) 「近代家族」論の当初、日本においては明治以降の近代化の事情によって、敗戦以降、家族の近代化という概念は異なる意味内容をもって理解されていたため、「近代家族」の語には若干の誤解もつきまとった。この点を整理したものとして牟田1996第二章参照。「近代」という、歴史実態的概念を用いる限り、こうした混乱は避けがたいだろう。

しかも女王の権力が女性というジェンダーゆえに制限されたため、政治に積極的に関与することなく、道徳的・家庭的な役割、すなわち「女性」役割に徹する立場を引き受けたことで、君主制批判が回避され君主制のシステムの存続に寄与し象徴君主制への移行が可能となった。女王は、君主としてのパブリックな顔だけでなく、夫に貞淑で子どもたちには愛情深い母親であるという中産階級の理念とする家族生活を営む「プライベート」な面を国民に見せ、いわば君主制は「私人化」されることによって延命に成功したのだ（井野瀬，2002，270頁）。

日本でも、こうした政治過程が顕著に観察できる。

明治初年からすでに、夫婦や親子の情愛を強調する家族のありようが称揚され、「前近代的」な象徴とみなされてきた家族国家観においても、そうした情緒的な家族の心性が動員されていたことは、牟田1996で論じたところであるが、ポストモダン・フェミニズムの示すところのジェンダー概念に注目すれば、そこにはさらに興味深いプロセスが見出せる。

明治政府の発足以来、大久保利通をはじめ明治初期の政治家たちが、天皇に近代国家君主としてふさわしい教育を行い、そのような姿として国民に視覚化することを重要な課題としていたことはこれまで論じられてきた（多木，1988他）。そしてその天皇像は、「男性」性を強く表出するものでなくてはならなかった。

弱冠一六歳で踐祚、天皇位についた明治天皇は、「元服・踐祚後において多くの女官に囲まれたままの君主は、軍事訓練を意識した乗馬術獲得の機会もなく、稚児髻・薄化粧を施す、という公家社会の秩序を踏襲する世界の中でその身を処していた」（長，1999，282頁）と指摘されるとおり、近代的な男性イメージからはかなり距離があった。

だが、近代国家にあっては、近代国家の君主、軍隊統率者としての天皇の身体においては、性別はモデルとして提示される必要が生じる。錦絵に描かれる天皇は、憲法祭や博覧会など文明を象徴する背景の中心におかれ、軍服や髻といったシンボリックな要素をまとって「男性らしさ」を演出して描かれるようになる（長，1999，285-6頁）。

興味深いことに、このような演出は、天皇単独で行われるのではない。「夫婦像として一対であることもまた近代以降、新たに創造された試みであるが、視覚化されることによって備わる「男であること」の記号は、その妻の「女であること」の肖像によって区別され再認識されるのである」（長，1999，286-7頁）。

皇后の視覚イメージに注目し綿密な分析を行った若桑によれば、皇后像の提示は、近代国家として世界に参入したこの時期の日本に対外的に要請されたことでもあった。ヨーロッパの王侯たちにとって肖像画は国家間の交際上必須のものであり、明治天皇の写真が外交上の理由から必要とされた。そして国際関係の場においては、天皇像と対の妻たる皇后

像も同時に求められる（若桑，2001，第2章）。「ヨーロッパの王族を意識することによって天皇像と皇后像はセット化されていた」のだ（長，1999，288頁）。さらに，家族国家観の構築と流布にとって重要なシンボルであった「御真影」が天皇皇后の対の像であり，その対が国民にもっとも身近な崇拜の対象となったことは重要な意味のあることだった。

また，行動においても皇后美子は天皇の「パートナー」「妻」としての役割を担うこととなる。皇后に新たに課せられた役割は，まず第一には，天皇の「妻」として直接に夫＝天皇に仕える任務である。天皇の衣服を整える，巡幸の見送りをする，などの行動がそれである。これらは，本来，天皇の側に仕える多数の女官たちの勤めであるわけだが，「妻」役割を新たに得た美子皇后は，これを忠実にこなしていく。皇后には，かいがいしく天皇の衣服を世話する妻の役割が期待されていたのであり，かつ皇后はその期待に背かなかった（片野，1996，87-92頁）。

第二に，直接に天皇に対する任務とは離れた「公」的場面での，国家の母としての役割がある。片野によれば，「美子皇后は，…外交・医療・社会福祉・教育・文化の広範な領域にわたり，天皇の妻として公的な意味合いをもつ職務を果敢に担った」（片野，1996，83頁）。これを具体的にみると，西南戦争をはじめとして戦時の傷病兵救済にあたりたり，病院での慰問など，国民を慈愛し，老病者を慈しむ，民衆の「母」としての役割である。

皇后のこうした「公」的役割は，「女性」役割に限定されたものであった。いかに英明さや徳が強調されようとも，皇后の活動圏は注意深く限定され皇后が政治経済には立ち入ることはなかった（若桑，2001，208頁，片野，1996，104頁）。

こうして美子皇后は，歴史上はじめて，天皇の「伴侶」たる姿を内外に示した。彼女が大正12年に亡くなったとき，ジャーナリズムは彼女を「明治大帝のご好配」として高い評価を与えた。逝去時の，大正12年5月1日に『太陽』は，「皇太后崩御」特集を組んだが，そこでは，慈善事業への努力や国民の範としての業績を讃えるとともに，彼女が「明治大帝のご好配」であったことがまず挙げられているのである（若桑，2001，79-80頁）。

さらに，天皇を頂点とした権威主義的国家体制の象徴とも見られてきたいわゆる「ご真影」ですら，ジェンダーの視点からみると，また異なる見方ができる。「御真影」には，横に並ぶ夫妻の像の左右配置に，天皇を右に（向かって左），皇后を左におくことが文部省より通達され，階級性とジェンダーの確かな刻印があった。しかしそれでもなお，並び立つもの無く「至聖」であるはずの天皇が，皇后と男女ペアで仰ぎ見られることの意味は大きかっただろう。

また，牟田2006（第5章）で詳述したことだが，教育勅語や勅語煥発資料は，天皇への絶対忠誠のイデオロギーを教化するメディアであると同時に，「夫婦相和し」の語に象徴されるような，旧来の道徳には含まれなかった夫婦と子どもよりなる小家族の価値を高く

押し出すものでもあった。

このように、ジェンダー家族のイデオロギーは、明治国家の支配体制の表象に深く埋め込まれ、近代日本を生きる人々の間に徐々に浸出していったとみることも可能ではないだろうか。

4. 男女共同参画とジェンダー家族

(1) ジェンダー家族の行き詰まり

3. では、近代国家体制の形成期に焦点をあててきたが、現在においても、ジェンダー家族に対する高い価値付けは不変だと言えるだろう。社会の変動やさまざまな事情によって家族がうまく機能しないことがあっても、いや、それだからこそ、「本当はうまくいくはずだ」と、その価値が疑われることはほとんどない。男女の固定的な性別分業という意味でのジェンダー規範の変革の試みは、抵抗に遭いながらも着実にこなされているが、男女二元論的ジェンダー家族の深層の意味と政治性が疑われることはほとんどない。

それどころか、男女平等な社会の実現をめざして法制化されたはずの男女共同参画社会基本法は、少子高齢化への対応という政策課題のために、「男も女も仕事と子育て」ができる社会、男女の「パートナーシップ」を前面に押し出して、ジェンダー家族を正統化し続ける方向へ進んでいるようにも思える（牟田，2006，第6章）。

しかし、家族の歴史社会学的研究を通してわれわれが学べるのは、問題の根源は、男性中心主義と見えているものを支えているジェンダー二元論であり、男女の性的結びつきを唯一のありべき絆としてそれに基づく家族を国家と社会の基礎的単位とする、ジェンダー家族の仕組みそのものであるということだ。

「男女共同参画社会」がめざす「男も女もともに子育て」は、たしかに、社会が現在直面している問題を解決しようとしている。「少子化」や離婚の増加などを家族の危機とみるかどうかは別としても、育児や高齢者のケアの責任が女性にほとんど全面的に担われる一方で、家族を経済的に支えるために過労死の危険さえ知りながら企業戦士として働く男性の姿は、緊急な取り組みを要する問題であることは言うまでもない。だから、男性をもっと家庭に、女性はもっと職業進出し社会参加を、というのは納得できる方向のように見える。

しかし、現実には起こっていることはなんだろうか。高齢者ケアについては、介護保険法をはじめとした社会福祉政策によって、妻や嫁に介護の全責任がかかってしまう事態は緩

和されたように見える。しかし、代わってケアを実際に担うようになったのは、ヘルパーとして低賃金のパートの形態で働く女性たちであり、フルタイムなみに長時間働いても賃金は自分の生計を立てるにはとても足りない。つまり、高齢者ケアの社会化は、ケアという仕事をますますジェンダー化しかつ「安価」なものにしているのではないか。また、高齢社会のさらなる進行に対応するために、外国人労働者をケアの現場へ導入することが検討されているが、それもまた、貧困な立場の女性へのケアの押し付けにほかならない。

また、「男性を家庭に帰す」という方向はどうだろうか。育児休業制度の普及により、女性では育児休業の取得率は70%を超えたが、男性の取得は相変わらず低調で1パーセントにも満たない(2004年)。しかし、この数字に誰も驚きはしないだろう。リストラ・不況と、基幹労働者にとっても雇用の不安定なこの時代に、妻子を扶養する責任を負っている者の誰が職業上の地位をマイナスにしかねないようなリスクを冒せるだろうか。また、経済的な必要性という以上に、職業上の達成や自己実現に重い価値をおく私たちの社会で、「仕事に打ち込む」ことは、男性だけでなく女性にとっても魅力的なのだから、職業上の能力があればあるほど、「家庭に帰り」育児や家事、介護に精を出すという選択肢は取られにくくなるだろう。介護保険法等福祉が充実するほど、ケアが「家族の愛情からなされること」ではなく家族外の女性に担われる安価な労働になってしまうほど、その傾向は強まるだろう。

フェミニスト法学者ファインマンは、アメリカの現状から、この点をさらに鋭く見通し、夫婦で職業と家庭責任を対等に分担する「家庭内男女平等化」戦略は、失敗を運命付けられていると論ずる(Fineman, 1995=2003, 184頁)。ケアが、ファインマン言うところの「性的家族」、本稿で提起した「ジェンダー家族」のなかで私的に処されるに任されている限り、ケアの矛盾と不公正は生じる。

あらためて考えてみれば、ケアの担い手になるべき者が夫と妻のみに、現実的に言えば、妻・母である女性のみ委ねられねばならないのはそもそもなぜだろう。それはつまり、近代以降、ジェンダー家族を、人々が拠って生きるための絶対・正統の単位とし、家族の情愛やプライバシーの名の下に、男女の夫婦と子よりなる小さく弱体な集まりを、個々別々に切り離して来たからだ。今なお国家は、経済的にもイデオロギー的にも、ジェンダー家族を特権的なものとして保護をしているが、ジェンダー家族とは、ケアとケアの担い手が、家族内に孤立し公的領域から切り離されるように、ケアの負担のアンバランスと悪循環が起こるように、仕組まれた装置であると言っても過言でないだろう。

(2) ゲイ・ファミリーと新しい「家族」のこころみ

しかし、ジェンダー家族の規範を超える新たな「家族」の試みは、実際に行なわれ始めている。その一つに、ゲイの人々の家族の実践がある。

日本では、同性愛者の権利を求める運動はまだ進展しておらず、特定の飲食店やショップ以外では、同性愛者の集住する地域・コミュニティも今のところない。しかし、欧米では、この20年来、ゲイ・ムーブメントの展開とともにとくに都市では、ゲイ・レズビアンの人々が集住する地域コミュニティが発展し、活発な文化的・政治的・社会的活動が進行している。

アメリカの人類学者ウェストンは、サンフランシスコのゲイ・コミュニティでのフィールドワークによって、ゲイ・レズビアンの人々が紡いでいる豊かで多様な家族的つながりを見出しそれを「選び取る家族 family of choice」と表現した (Weston, 1991)。

これまでゲイ・レズビアンは、「家族とは無縁」の人々というステレオタイプの見方をされてきた。一方には同性をパートナーとする限り、結婚にも生殖にも無縁であるという思い込みがあり、他方では同性愛者への偏見と差別のために、同性愛者としてカミングアウトしたことで親きょうだいなどから絶縁され生れ落ちた家族との関係が断ち切られるということもあるからだ。

しかし、ウェストンの見出した知見は、こうしたイメージを大きく覆すものだった。たしかに、上の二つの事情はいまもしばしば妥当するが、実際は、それにもかかわらず——いや、それだからこそ——非常に多様で密接な家族的関係を彼らはクリエイティブに作り維持しているのだ。

まず、彼女・彼らは、以前の結婚による子どもがいることが多いし、養子や人工授精などの生殖技術によって子どもをもうけていることも珍しくない。その場合、遺伝的親ではないほうのパートナーは、「自然」な血縁関係を前提にしないからこそ、もう一人の母親・父親としての役割を積極的に担う。また、カップル関係が解消されることもよくあるが、前パートナーとの関係が性的なものではなくとも親しい関係として継続し、新しいカップルの家族・親族 (kinship) と呼べるようなつながりを保っていくことがしばしばある。これは、異性愛カップルの場合、離別・離婚し、再婚や新たなパートナー関係がつくられると、前パートナーとは、親密な関係を持つのはむしろ「ご法度」として意図的に避けられる傾向があるのとは、大きく異なっている。

現在共住しているか、性的なつながりをもっているかどうかにかかわらず、緩やかな「家族 family」の境界の中で、子供の世話や日常的な買い物を頼む、病気のときの看病を

する、車の貸し借り、引越しの手伝い、休暇や休日・祭日を一緒に過ごす、といった日常的な交渉が実践され、そのことがまた、ゲイ・ファミリーの豊かな親密さのつながりを維持再生産しているとウェストンは言う。

さらに、ロンドンのゲイ・コミュニティでフィールド調査をしたウィークスらも同様に、ゲイ・コミュニティにおける恋人と友人の連続性を指摘し (Weeks, Heaphy and Donovan, 2001, p. 56)], 性愛関係に無い友人とともに住む形の家族関係もひろがっている (Weeks, Heaphy and Donovan, 2001, p. 97]) ことを報告している。

ゲイ・コミュニティにおいては、友情と定義するにしろ、「家族」と呼ぶにしろ、それが制度や血縁によって課されたものでないがゆえに、人々にとってつねに、「重要な他者」とコミットメントしあうことが内面化されたモラルとなっているとウィークスらは指摘する (Weeks, Heaphy and Donovan, 2001, p. 73)]. そうすることは、現代の非異性愛者たちにとって、個の自律と相互の関わりを両立させるための何よりも重要な鍵なのだ (Weeks, Heaphy and Donovan, 2001, p. 76).

むろん、ゲイ・レズビアンの人々の多様性を忘れるわけにはいかない。サンフランシスコであれロンドンであれ、地域コミュニティの中にももちろん、さまざまなライフスタイルや個性があるのは言うまでもなく、ウェストンたちの扱った事例を過度に一般化するわけにはいかない。また、こうした「選び取る絆」の重視は、同性愛者たちが現在も、マジョリティである異性愛社会からさまざまな抑圧を受けるがゆえに、協力と連帯が必要とされるからでもあろうし、加えて、エイズ禍によって、ゲイ・コミュニティが危機にさらされたために助け合い支えあうメンタリティとモラルが発生したという事情もある (Weeks, Heaphy and Donovan, 2001, p. 74).

しかしそれでもやはり、ゲイ・ファミリーの研究からの知見は、「家族」の可能性を教えている。つまり、ジェンダー二元論とヘテロセクシズムが不可避につきつける、一対一の対の相補性に基づく異性愛カップルを核とするジェンダー家族は、その構造ゆえに閉鎖的・排他的でありがちなのではないか。同性愛カップルに、前パートナーに対する嫉妬や排他的な親密さへの欲求がないわけではもちろんないだろう。しかし、男女二元論を前提として夫婦があたかも対の完全性をなすというような幻想から免れていること、さらには、経済的扶養とケアや情緒的配慮を相補的に交換するという通常の性別役割規範が同性カップルには自明の前提とはされていないことから、関係の排他性を免れやすいのではないだろうか。さらに、生殖のセクシュアリティを自明としないゆえに、血縁が人間関係の絆の核心をなすという強迫観念から相対的に自由でありうるのだろう。

5. 終わりに

家族の歴史社会学は、社会の構成と変革の可能性に最大の関心をもつとはじめに書いた。

1990年代の近代家族論によってわれわれは、夫婦と親子の情愛に満ちた小集団であるわれわれにとっての自明な家族のあり方が、けっして普遍的・本質的な家族のありようではなく、近代に生まれた特殊歴史的なものにすぎないことを知った。

そして今われわれは、その段階を超えて、拠って生きる家族のありようを、自ら想像する地点に立つに至ったといえるだろう。われわれがいまなすべきは、ジェンダー家族を徹底的に相対化し、脱構築し、新しい生の基盤を選択し実現できる可能性をつくることだ。

これは、「家族の解体」を論じているのではまったくない。それどころか、今の私たちをめぐる状況は、子どもや高齢者等にとってはもちろん、誰にとっても、安心と安定を与えてくれる居場所を持てることの必要性をかつてなく感じさせている。職業上の差別を受けがちな女性に比べて、「特権層」だったはずの若者・中壮年男性すら、新自由主義の掛け声の下で、生活に不安定さを抱えている。家族の「愛情」に包まれて成長しているはずの多くの若者たちが、他者との関係をうまく取り結ばず、心の不安を感じている。人間らしい生活とは、自由を満喫することだけにはとどまらず、幼い者や病み老いた者を含めてつながりを豊かに保つことであるはずなのに、私たちはそのすべをどんどんと失っているのではないか。また国家は、これまでジェンダー家族を単位として国民を把握管理することに「成功」してきたが、グローバリゼーションによって人々の格差が広がり生活の不安定が増す事態になすすべもない。ミクロレベルであれマクロレベルであれ、私たちを取りまく状況は、現在の社会と生のあり方が限界に来ていること、新たな可能性を模索し実現させることの必要を明らかに示しているのではないか。

家族の歴史社会学の知は、今われわれにそれを教えている。

参考文献

- Anderson, M., 1980, *Approaches to the History of the Western Family 1500-1914*, McMillan Press. = 北本 正章訳『家族の構造・機能・感情』海鳴社, 1988年。
- Ariès, Philippe. (1960) *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime. Seuil.* (= 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子ども〉の誕生——アンシャンレジーム期の子どもと家族生活』みすず書房, 1980)。
- Badinter, E., 1980, *L'Amour en plus*, Flammarion. = 1991年, 鈴木晶訳『母性という神話』筑摩書房。
- Bendix, R., 1986, 森岡弘通訳『歴史社会学の方法』木鐸社。
- Butler, Judith. 1990. *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. New York and London :

- Routledge. = ジュディス・バトラー 1999 『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱』竹村和子訳, 青土社.
- Donzelot, Jacques. 1977. *La police des familles*. Paris: Minuit. = ジャック・ドンズロ 1991 『家族に介入する社会』宇波彰訳, 新曜社.
- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房.
- 江守五夫, 1986, 『日本の婚姻——その歴史と民俗』弘文堂.
- Flandrin, J. L., 1976, *Familles*, Hachett. = 1993, 森田伸子・小林亜子訳『フランスの家族——アンシャン・レジーム下の親族・家・性』勁草書房.
- Flandrin, J. L., 1981, *Le sexe et l'occident*, Seuil. = 1992, 宮原信訳『性の歴史』藤原書店.
- Fineman, Martha A. 1995. *The Neutered Mother, the Sexual Family, and Other Twentieth Century Tragedies*. New York: Routledge. = マーサ・ファインマン 2003 『家族, 積みすぎた方舟』速水葉子・穂田信子訳, 学陽書房.
- Foucault, Michel. 1976. *La volonté de savoir*. Paris: Gallimard. = ミシェル・フーコー, 1986 『知への意志』渡辺守章訳, 新潮社.
- Giddens, Anthony. 1992. *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love, and Eroticism in Modern Society*. Stanford CA: Stanford UP. = アンソニー・ギデンス 1995 『親密性の変容』松尾精文・松川昭子訳, 而立書房.
- Gillis, J. R., 1985, 北本正章訳『〈若者〉の社会史——ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌』新曜社.
- Hareven, T. K., 1990, 正岡寛司監訳, 安藤由美・池岡義孝・岩上真珠・大久保孝治・佐藤友光子・樋口良成・藤見純子・正岡寛司・増子勝義訳『家族時間と産業時間』早稲田大学出版部.
- 井野瀬久美恵, 2002, 「表象の女性君主」網野善彦編『ジェンダーと差別 (天皇と王権を考える第7巻)』岩波書店.
- 大塚協太, 1993, 「明治政府の家族をめぐる法と政策」高橋徹也編『ゆらぎのなかの家族と民族』北樹出版.
- 片野真佐子, 1996, 「近代皇后像の形成」富坂キリスト教センター編『近代天皇制の形成とキリスト教』新教出版社.
- 片野真佐子, 2001, 「初期愛国婦人会考——近代皇后像の形成によせて」大口勇次郎編『女の社会史』山川出版社.
- 片野真佐子, 2002, 「近代皇后論」網野善彦編『ジェンダーと差別 (天皇と王権を考える第7巻)』岩波書店.
- 片野真佐子, 2003, 『皇后と近代』講談社.
- 喜多野清一, 1976, 『家と同族の基礎理論』未来社.
- 河野亮子, 1986, 「ドイツ『市民家族』における親子関係」『家族研究年報』12, 家族問題研究会.
- 小山静子, 1991, 『良妻賢母という規範』勁草書房.
- 小山静子, 1999, 『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房.
- 熊谷開作, 1987, 『日本の近代化と家制度』法律文化社.
- Laslett, Peter, 1965, *The World We Have Lost* = 1986, 川北稔他訳『われら失ひし世界——近代イギリス社会史』三嶺書房.
- Laslett, P., (ed.), 1972, *Household and Family in Past Time*, Cambridge U. P.,
- Laslett, P., 1992, 酒田利夫・奥田伸子訳『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』リプロポート.
- Laslett, P., S. Richard, M. Anderson, R. Wall, 1988, 斉藤修編『家族と人口の歴史社会学——ケンブリッジ・グループの成果——』リプロポート.
- 前田卓, 1976, 『姉家督——男女の別を問わぬ初生子相続』関西大学出版広報部.
- 正岡寛司, 1981, 「家研究の展開と課題——有賀喜左衛門および鈴木榮太郎の『家』研究から」家族史研究編集委員会編『家族史研究』3, 大月書店.
- 正岡寛司, 1983, 「近世末期農民の家族関係とライフコース——『宗旨改帳』の時系列的分析をとおして」喜多野清一編『家族・親族・村落』早稲田大学出版部.
- 正岡寛司, 1988, 「家族・親族と社会変動」正岡寛司・望月嵩 (編) 『現代家族論』有斐閣.
- Meyer, Philippe. 1977. *L'enfant et la raison d'Etat*. Paris: Seuil.
- Mitterauer, M., 1993, 若尾祐司・服部良久・森明子・肥前栄一・森謙二訳『歴史人類学の家族研究——ヨーロッパ比較家族史の課題と方法』新曜社.

- Mitterauer, M., 1994, 若尾祐司・若尾典子訳『ヨーロッパ家族社会史—家父長制からパートナー関係へ』名古屋大学出版会。
- 宮坂靖子, 1986, 「Aries, Ph. の近代家族論の再検討」『家族研究年報』11, 家族問題研究会。
- 森岡清美, 2005, 『発展する家族社会学』有斐閣。
- Mosse, George L. 1985. *Nationalism and Sexuality: Middle-class Morality and Sexual Norms in Modern Europe*. Madison: University of Wisconsin Press. = ジョージ・モッセ 1996 『ナショナリズムとセクシュアリティ』佐藤卓巳・佐藤八寿子訳, 柏書房。
- 牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社。
- 牟田和恵, 2001, 『実践するフェミニズム』岩波書店。
- 牟田和恵, 2005, 「親密なかかわり」井上俊編『自己と他者の社会学』有斐閣。
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて—近現代の生ノ性の政治とフェミニズム』新曜社。
- 内藤莞爾, 1971, 『西南九州の末子相続』塙書房。
- 内藤莞爾, 1973, 『末子相続の研究』弘文堂。
- 内藤莞爾, 1974, 「末子相続慣行とその意義」青山道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治朗編『講座 家族 5 相続と継承』弘文堂。
- 内藤莞爾, 1976, 「五島の隠居別家—隠居と再隠居」『哲学年報』35, 九州大学文学部。
- 内藤莞爾, 1977, 「五島の分牌式隠居慣行」『九州文化史研究所紀要』22, 九州大学文学部。
- 内藤莞爾, 1977, 「五島の分牌式家族慣行」『九州人類学会報』5, 九州人類学研究会。
- 内藤莞爾, 1979, 『キリスト教系家族—末子相続と隠居分家』弘文堂。
- 西川祐子, 1996, 「近代国家と家族」井上俊也編『〈家族〉の社会学』岩波書店。
- 西川祐子, 2000, 『近代国家と家族モデル』吉川弘文館。
- Oakley, Ann. *Housewife*, Allen Lane, 1974, = 岡島茅花訳『主婦の誕生』三省堂, 1986。
- 岡田あおい, 1990, 「アナル学派の家族史研究—J. -L. フランドラン, M. セガレーヌの業績を中心として」『三田学会雑誌』83-1, 慶應義塾経済学会。
- 岡田あおい, 1990, 「フランス農民の家族生活—《アナル》学派の家族史研究を中心として」山岸健編『日常生活の舞台と光景—〈社会学〉の視点』聖文社。
- 落合恵美子, 1985, 「〈近代家族〉の誕生と終焉—歴史社会学の眼」『現代思想』13-6, 青土社。
- 落合恵美子, 1987, 「江戸時代の出産革命—日本版『性の歴史』のために—」『現代思想』15-3, 青土社。
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房。
- 落合恵美子, 1994, 『21世紀家族へ』有斐閣。
- 落合恵美子, 1996, 「近代国家をめぐる言説」井上俊也編『〈家族〉の社会学』岩波書店。
- 長志珠絵, 1999, 「天子のジェンダー—近代天皇像にみる『男らしさ』」西川祐子・荻野美穂編『男性論』人文書院。
- 大沢真理, 2002, 『男女共同参画社会をつくる』NHK ブックス。
- Pollock, L. A., 1983, *Forgotten Children*, Cambridge U. P. = 1988, 中地克子訳『忘れられた子供たち』勁草書房。
- 瀬地山角, 1996, 『東アジアの家父長制』頸草書房。
- Shorter, E., 1977, *The Making of Modern Family*, Basic Books = 1987, 田中俊宏他訳『近代家族の形成』昭和堂。
- 斉藤純一編, 2003, 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ。
- Scott, Joan W. 1988. *Gender and the Politics of History*. New York: Columbia UP. = ジョーン・スコット 1992 『ジェンダーと歴史学』荻野美穂訳, 平凡社。
- Segalen, M. 1981. *Sociologie de la famille*, Armand Colin. = 1987, 片岡陽子他訳『家族の歴史人類学』新評論。
- Stone, L. 1977. *The Family, Sex, and Marriage in England, 1500-1800* weidenfeld & Nicolson. = 1991, 北本正章訳『家族・性・結婚の社会史』頸草書房。
- 竹村和子, 1997, 「資本主義とセクシュアリティ—〈ヘテロ〉セクシズムの解体へ向けて」『思想』876号。
- 竹村和子, 2001, 「「資本主義社会はもはや異性愛主義を必要としていない」のか」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房。

- 竹村和子, 2002, 『愛について』 岩波書店.
- 武田佐知子, 1998, 「男装の女帝」『女の性と生』 嵯峨野書院.
- 多木浩二, 1988, 『天皇の肖像』 岩波書店.
- 筒井清忠編, 1997, 『歴史社会学のフロンティア』 人文書院.
- 上野千鶴子, 1994, 『近代家族の成立と終焉』 岩波書店.
- 上野千鶴子, 1998, 『ナショナリズムとジェンダー』 青土社.
- 若桑みどり, 2001, 『皇后の肖像』 筑摩書房.
- 渡辺秀樹, 1987, 「家族システムの構造と諸相」, 中山慶子他著『社会システムと人間』 福村出版.
- Weeks, Jeffrey, Brian Heaphy and Catherine Donovan, 2001. *Same Sex Intimacy: Families of Choice and Other Life Experiments*, London: Routledge.
- Weinstock and Rothblum, 1996. *Lesbian Friendships: For Ourselves and Others*. New York and London: New York UP.
- Weston, K. 1991. *Families We Choose*. New York: Columbia UP.
- 山田昌弘, 1986, 「家族定義論の再検討」『ソシオロギス』10.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』 新曜社.
- 山手茂, 1991, 「書評・落合恵美子著『近代家族とフェミニズム』」『家族社会学研究』3, 家族社会学セミナー.
- 米村千代, 1991, 「『家』と家憲——明治期における家規範と国家規範——」『社会科学ジャーナル』30(1), 国際基督教大学社会科学研究所.